

I 基本的事項

【計画期間】 令和4年度～令和8年度（5年間）

II 現状と背景

- 刑法犯認知件数は18年連続減少(H14 13,884件→R2 2,764件)
- 重要犯罪（※1）認知件数は年間40件前後で推移
- 交通死亡事故は年間40人前後で推移
- ※1 殺人、強盗、放火、強制性交等、略取・誘拐、強制わいせつ



令和3年4月 福井県犯罪被害者等支援条例制定

第八条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定めるものとする。

III 基本理念

- 1 犯罪被害者等が、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- 2 犯罪被害者等が受けた被害の状況等に応じて適切に支援が行われるとともに、再被害および二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- 3 犯罪被害者等に必要な支援が、途切れることなく提供されること。
- 4 国、県、市町、民間支援団体等による相互の連携および協力の下に行われること。

IV 具体的施策

1 被害を早期に回復または軽減し生活を再建するための支援

- (1) 相談および情報の提供等（§9）
 - ・相談体制の充実を図るとともに、リーフレット等により相談窓口や各種施策を周知し、相談しやすい環境を整備
 - ※県民サポート課の新設、県・県警察・市町の相談窓口や各種施策を紹介するリーフレット作成
- (2) 経済的負担の軽減（§10）
 - ・被害直後の生活支援等に向けた生活支援金給付制度等の適切な運用
 - ※生活支援金：遺族60万円、重傷病者20万円（R3実績 1件 20万円）
 - ・弁護士の法律相談費の公費負担
 - ※刑事手続きに要する相談料（原則1回分）5,000円/30分（R3実績 5件）
- (3) 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供（§11）
 - ・臨床心理士の資格を持つ警察職員によるカウンセリングの実施や育児や介護が困難な場合等の福祉サービスを市町と連携して情報提供
 - ・性暴力救済に関するワンストップ支援センター「ひなぎく」による支援体制の充実
 - ※医療の公費負担、24時間365日対応、専従相談員の配置
- (4) 安全の確保（§12）
 - ・再被害防止のため、犯罪被害者等に対する緊急通報装置の貸与等の措置を徹底
- (5) 居住の安定（§13）
 - ・犯罪被害者等やDV被害者への迅速な県営住宅優先入居
- (6) 雇用の安定等（§14）
 - ・事業者に対し、商工会議所等を通じて犯罪被害者等支援の重要性等を周知し、雇用確保、休暇取得等を推進
- (7) 保護または捜査の過程における配慮等（§15）
 - ・性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置や犯罪被害者の心情に配慮した被害者用事情聴取室の新設・整備

2 県民の理解の増進

- (1) 県民の理解の増進（§16）
 - ・犯罪被害者週間に講演会を開催するなどにより、犯罪被害者等支援の重要性や施策等を周知

3 支援体制の整備・充実

- (1) 民間支援団体に対する支援（§17）
 - ・企業等からの賛助会費の募集や相談業務等に関する補助等、民間支援団体の財政的な支援に努めるとともに、必要な情報の共有、助言等を実施
- (2) 人材の養成（§18）
 - ・犯罪被害者等支援に携わる職員への知識習得のための研修を実施
- (3) 個人情報の適切な管理（§19）
 - ・犯罪被害者等支援従事者間における個人情報の適切な管理を徹底
- (4) 総合的な支援体制の整備（§20）
 - ・市町に条例制定等を働きかけ
 - ・「犯罪被害者等支援関連施策集」を作成し市町、民間支援団体等に配布

[§…条例の条項]

V 推進体制等

【推進体制】 国、県警、民間支援団体等で構成される福井県犯罪被害者等支援連絡協議会と連携しながら施策を推進

【進捗管理】 年度ごとに施策の実施状況を取りまとめ、公表